出産したときは保険料の免除が受けられます！

中建国保では、組合員が出産し出産手当金の支給を受けたとき、または、組合員が育児休業を取得したときに、保険料を免除しています。

令和６年１月からは子育て世代への支援強化として、対象範囲を**出産※したすべての被保険者**とし、**免除期間も拡大**します！

※妊娠85日以上の分べんのことで、死産、流産（人工妊娠中絶を含む）及び早産の場合も対象。

変更点① 家族が出産したとき

〈現行〉保険料の免除なし ←

出産した家族被保険者分の保険料が、出産日の前の月から出産日の翌々月までの４ヵ月分免除されます。

ただし、次の表のとおり、令和５年11月の出産は令和６年１月が出産日の翌々月にあたることから、６年１月の１ヵ月分の保険料が免除となります。

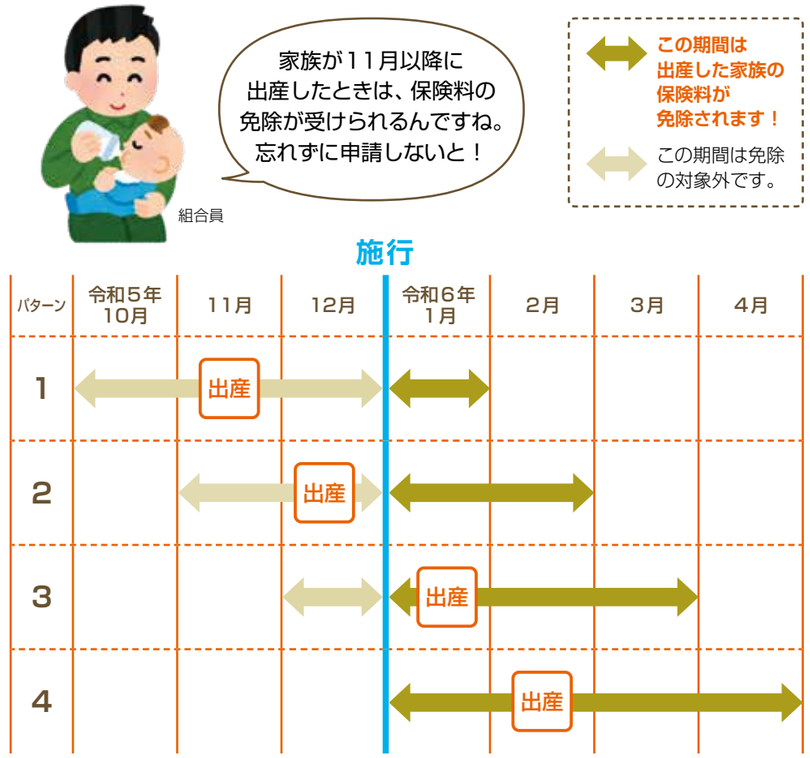

上の図のパターン１～４は、左の表のとおりです。

パターン	出産した月	出産した家族被保険者分の保険料が免除される月数
1	令和５年11月	１ヵ月分（令和６年１月分）
2	令和５年12月	２ヵ月分（令和６年１月～２月分）
3	令和６年　１月	３ヵ月分（令和６年１月～３月分）
4	令和６年　２月	４ヵ月分（令和６年１月～４月分）
	令和６年　３月以降	４ヵ月分（出産日の前月～出産日の翌々月分）

変更点② 組合員が出産したとき

〈現行〉組合員が出産した月から３ヵ月分の世帯全員分の保険料が免除されます。 ←

〈**令和６年２月１日以降の出産**より〉

世帯全員分の保険料が、出産日の前の月から出産日の翌々月までの４ヵ月分免除されます。

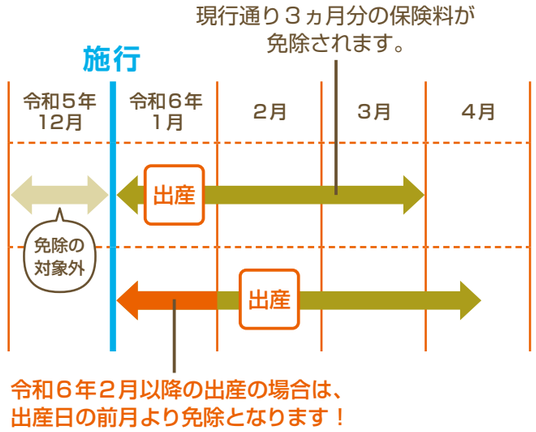

※変更点①②いずれも双子等の多胎の場合は、出産日の３ヵ月前から合計６ヵ月分が免除の対象となります。

組合員の育児休業と期間が重なるとき

家族被保険者の出産の際に組合員が育児休業を取得し、免除の期間が重なるときは、育児休業による**世帯全員分の保険料**の免除が優先となります。

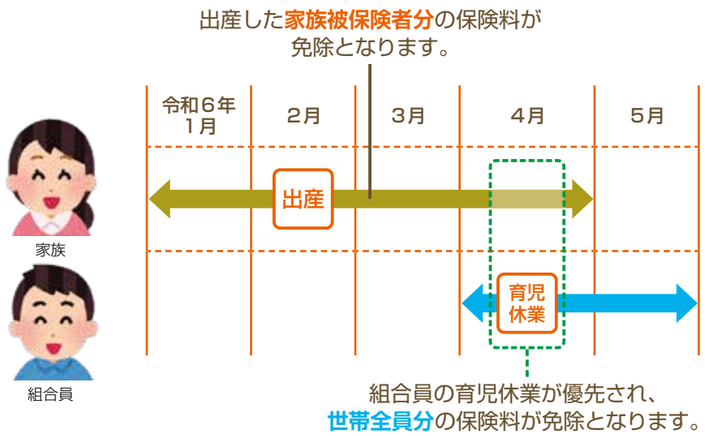

届出に必要な書類

保険料の免除を受けるときは、以下の届出が必要です。

①**「保険料徴収猶予または減免に関する申請書」**

ホームページからダウンロードできます。記号番号、氏名、住所、免除を受ける理由等を記載してください。

②**母子手帳の写し、住民票、戸籍抄本等、出産したことが確認できる書類**

組合員が育児休業を取得する場合は、別途育児休業を取得していることの証明となる公的な書類が必要です。

保険料の免除期間中の資格の取得について

出産前や出産時には中建国保に加入していないものの、出産後に中建国保へ加入してくるときは、加入した月から出産後３ヵ月に達するまでの期間は保険料が免除となります。その際は、資格取得届に「保険料徴収猶予または減免に関する申請書」と母子手帳の写しなど出産日が確認できる書類を添付し、併せて提出してください。

詳しくは支部・出張所へお問い合わせください。